

# 〈平成26年度から適用される税制改正についてのお知らせ〉

税制改正により、平成26年度の個人住民税から適用される主な改正内容を説明します。

## 改正1 町県民税均等割の税率改正（増額改正）

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が平成23年12月2日に公布・施行されたことに伴い、臨時的な税制上の措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税・県民税の均等割額がそれぞれ年額500円引き上げられることとなります。

均等割（年税額）	現行（平成25年度まで）	特例措置	特例期間（26年度から平成35年度）
町民税分	3,000円	→	3,500円（500円増）
県民税分	1,000円		1,500円（500円増）
合計（均等割額）	4,000円		5,000円（1,000円増）

## 改正2 給与所得者に係る給与所得控除額の上限額の設定について

平成24年の改正により、給与所得者の所得計算時に適用される給与所得控除額に上限額が設定されました。この改正により、給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額は「245万円」の定額とすることとされます。（平成25年1月1日以降に支払われる給与等に適用されています。）

【給与所得控除額の算出方法】

現行（平成24年12月31日まで）		改正後（平成25年1月1日から）	
1,000万円以上	給与等の収入金額の5% +	1,000万円 超	左記に同じ
	170万円（上限額なし）	1,500万円 以下	
		1,500万円 超	245万円（上限額・定額）

※ 給与収入金額が1,500万円以下の場合については、現行（改正前）の算出方法のままです。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729

## 3 つら 東日本大震災からの復興のために復興特別所得税が創設されています！

所得税に関するお知らせとして…

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税とは、復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するために導入される時限的な付加税であり、「所得税を納める義務のある方」に納税義務が発生します。年末調整している方は、源泉所得税に加え、復興特別所得税も併せて源泉徴収されることとなり、その税額は「所得税額×2.1%」となっています。 ※復興特別所得税に関するお問い合わせは北那覇税務署まで。

お問い合わせ 北那覇税務署 ☎877-1324

## 「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

【簡素な給付措置について】

「簡素な給付措置」とは、平成26年4月1日の消費税率引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に配慮して暫定的・臨時的措置として行う給付措置です。

平成25年10月1日に閣議決定されましたが、平成26年2月1日現在で町民のみなさんにご連絡や給付を行う段階ではありません。今後、具体的な給付の方法などが決まり次第、広報誌やホームページでお知らせします。

【振り込み詐欺などに注意してください】

- ・今後「簡素な給付措置」を装った振り込み詐欺や個人情報の詐取が発生する恐れがあります。
- ・西原町や厚生労働省などが「簡素な給付措置」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・西原町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

【振り込み詐欺などが疑われる場合の対応】

ご自宅や職場などに、西原町や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず西原町役場福祉部または浦添警察署にご連絡ください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311 浦添警察署生活安全課 ☎875-0110（内線261）

# 平成26年度(平成25年分)町県民税(兼国民健康保険税)申告のお知らせ

町税の申告や納税について、日ごろからご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて今年も、町県民税申告の時期がやってきました。

平成25年1月1日から12月31日までの1年間の収入・所得・各種控除について、申告期限までに提出してください。

### 申告期間

平成26年2月17日(月)から  
3月17日(月)まで ※土日・祝日は除く。

【日曜申告】ただし、下記日程は開庁します。  
平成26年3月16日(日)

### 受付時間

午前9時00分から午前11時30分  
午後1時30分から午後4時30分

※申告内容によっては、受付順番が前後することがあります。あらかじめご了承ください。

### 申告会場

西原町役場 第5庁舎会議室

混乱を避けるため、右記日程のとおり  
行政区ごとに申告指定日を設定しています。  
みなさまのご協力をお願いします

### 申告に必要なもの

- ① 印鑑（認印可） ※代理申告の場合は、本人及び代理人の方の印鑑が必要です。
- ② 平成25年中の収入を証明する書類（源泉徴収票・給与明細書・収支明細書等）
- ③ 営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支確認ができる全ての書類（帳簿等）
- ④ 社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書（納付証明書や控除証明書等）
- ⑤ 障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書等（障害者控除を適用する場合に確認します）
- ⑥ 医療費の領収書（医療費控除を適用する場合に必ず原本を確認します）
- ⑦ 預貯金通帳や口座確認ができるもの（所得税の還付申告を受け付ける際に必要です）

### 《町県民税申告が必要ない方》

- ① 所得税の還付・納付申告のために税務署で確定申告書を提出される方
- ② 給与収入が1か所のみで、勤務先から西原町に給与支払報告書が提出されている方
- ③ 年金収入のみで、収入金額が148万円未満（65歳以上）、もしくは98万円未満（65歳未満）の方
- ④ 未成年や所得がない方で、町内在住の納税者の扶養親族として申告されている方（被扶養者となっている方）  
※ 町外在住の納税者の扶養親族となっている方は「扶養されている旨」の申告が必要になります。

## ～ 申告をしないと困ること～

- ① 所得証明書や課税証明書等の発行ができません。
- ② 国民健康保険税の軽減措置や高額療養費などの支給が受けられない場合があります。
- ③ 国民年金保険料の免除申請ができない場合があります。 などなど…。

学生や所得がない方でも、上記の手続きによっては申告書の提出が必要な場合があります。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729